
○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第68号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について
- 3 議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 7 陳情第12号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書
- 8 発委第10号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書
- 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……………13まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第11号 議案第59号に対する附帯決議案の提出について

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	畔上恵子君	9番	渡辺正男君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
5番	塚田一男君	11番	山本光俊君
6番	湯本るり子君	12番	小林克彦君
7番	徳竹栄子君	13番	小田孝志君
8番	高田佳久君	14番	白鳥金次君

○ 欠席議員次のとおり（1名）

4番 志鷹慎吾君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長代理 湯本 寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	平澤 岳君	教 育 長	竹内延彦君
副 町 長	久保田 敦君	こども 未 来 課 長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴秀君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本 豊君
消 防 課 長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長 (白鳥金次君) 本日は、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

本日、宮崎議事係長が欠席のため、湯本前係長の出席を依頼しましたので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

4番 志鷹慎吾議員から、本日の会議を欠席する旨、届出がありましたので報告します。

1 議案第68号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算 (第6号)

議長 (白鳥金次君) 日程第1 議案第68号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算 (第6号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長 (平澤 岳君) 議案第68号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算 (第6号) についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正です。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ33万5,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億3,250万円とするものです。

3ページの第2表の繰越明許費補正では、現在、施工中(仮称)湯田中温泉公園整備事業について湧水など、現場状況の悪化により今年度中の事業完了が困難となったことから、施工管理費と工事費を合わせ1億760万円を繰越明許費に計上するものです。

続いて、歳入歳出補正予算につきまして申し上げます。

7ページの9款教育費の保健体育総務費ですが、来年2月に開催されるミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックへの町内選手の出場を見込み、記念品、懸垂幕、のぼり旗などの応援企画を実施するための経費として、事業費と委託料合わせ33万5,000円を増額いたします。財源につきましては、6ページの19款繰入金の財政調整基金繰入金を充当いたします。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長 (白鳥金次君) これより質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつ願います。

以後の議案等についても同様といたします。

議案第68号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第68号を採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、議案第68号 山ノ内町一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

2 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について

議長(白鳥金次君) 日程第2 議案第59号 山ノ内町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

本件につきましては、去る12月8日の本会議において、山ノ内町議会総合計画審査特別委員会に審査を付託してありますので、特別委員長から審査の報告を求めることにします。

小田総合計画審査特別委員長、登壇。

(総合計画審査特別委員長 小田孝志君登壇)

総合計画審査特別委員長(小田孝志君) 13番 小田孝志です。

それでは、審査結果を審査報告書に基づき報告を申し上げます。

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会審査報告書

令和7年12月18日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

山ノ内町総合計画審査特別委員会委員長 小田孝志

1. 審査月日 12月9日・10日・11日

2. 審査場所 401会議室委員会室

3. 審査議案

(1) 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について

(以上1件 令和7年12月8日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、部会会議、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論し、結論とした。

5. 経過

部会の審査区分(1) 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について①第1編序論及び第2編基本構想の審査、○合同部会(各部会共通)②第3編後期基本計画の審

査、○第1部会（部会長、山本光俊）第1章「ひとがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土（まち）」、第4章「自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（まち）」、第1節「うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土（まち）をつくる」。第2節「自然と人が調和する持続可能な郷土（まち）をつくる」のうち、1、ユネスコエコパーク及び2、景観。第3節「人とつながりで希望のある安心な郷土（まち）をつくる」。第4節「守りあい・支えあいによる安全な郷土（まち）をつくる」。第5章「みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（まち）」、第1節「みんなが活躍する協働の郷土（まち）づくり」、第2節「健全な財政運営と確実な行政経営の郷土（まち）づくり」○第2部会（部会長、高田佳久）第2章「いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（まち）」、第3章「未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（まち）」、第4章「自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（まち）」、第2節「自然と人が調和する持続可能な郷土（まち）をつくる」のうち、3、環境・衛生、第3章「みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（まち）」、第3節「人と人々が尊重し合う絆の郷土（まち）づくり」

6. 審査区分及び結果

議案第59号 原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査内容につきまして、概略の説明をさせていただきます。

ただいまご報告申し上げましたとおり、本件につきましては、議会の議決案件として、特別委員会を設置し、3日間にわたり慎重かつ集中的に審査を行いました。

委員会では、本計画が町の将来像を示す重要な指針であることを踏まえ、後期5年間における施策の実効性や人口減少、少子高齢化への対応、さらには若者や外国人から選ばれる町の実現、地域経済の活性化を通じた稼げるまちづくり、脱炭素社会の実現、DXの推進といった新たな横断的取組が具体的に町政運営に反映される内容となっているかという観点から審査を行いました。

その過程においては、各委員から多様な意見や課題の指摘がなされ、活発な議論が交わされましたが、最終的には本計画が今後の町政運営の基本となる指針として、妥当であるとの判断に至り賛成多数により可決すべきものと決定しました。

本基本計画が承認された後には、町において、計画で定めた施策の方向性や目標値をより具体的に示す計画として、総合戦略が作成されることとなっております。委員会としては、今後、この基本計画や総合戦略を通じて、各施策が着実に推進され、町民の皆様が成果として実感できることを期待し、審査報告とさせていただきます。

なお、当委員会では、原案を可決した後、附帯決議を行い、附帯決議案を本議会に提出し、議会としての意思を表明すべきであると決定しておりますので、本案の審議の結果により動議を提出することを申し添えます。

以上でございます。

議長（白鳥金次君） これより特別委員長の報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総合計画審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男議員、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について、反対の立場から討論いたします。

第6次総合計画前期基本計画が策定された令和2年12月は、新型コロナウイルスが猛威を振るい始め、国内の累計感染者数は約10万人、変異株が初検出され、特措法に基づく緊急事態宣言が首都圏4都県に発出、全ての国、地域から新規入国の一時停止、GO TOトラベル事業全国一斉停止など、まだ第3波手前の時期でした。2020東京オリンピックも開催が見送られ、様々なスポーツイベント、コンサートなども軒並み中止や無観客開催に追い込まれるという先が見えないコロナ禍の真ただ中でありました。ワクチン接種もまだ始まっていませんでした。こうした情勢の中で策定された第6次前期計画では、歯止めがかからない人口減少の中で、今後、地域のコミュニティ維持が困難になっていくのではないかという危機感が色濃く反映されたものになっていました。

つながり、支え合い、絆といったキーワードが数多く使われ、郷土と書いて、まちと読ませるという表現にも町民全体の連帯感や郷土愛を醸成し、地域のコミュニティを再構築していかなければならないとの思いが込められていると感じた。

本議案の後期基本計画では、脱炭素社会の実現を目指す郷土(まち)、若者や外国人から選ばれる郷土(まち)、稼げる郷土(まち)、DXを推進する郷土(まち)の新たな視点が加えられました。

私の反対理由は3点あります。

1点目は、スポーツ活動のスポーツ環境の充実の部分です。施策展開の下にあった主な取組については、今回は全編通じて記載なしという形になっていますが、前期計画では主な取組にスポーツ施設の利便性の向上の記載があり、新たな施設については、幅広く町民から意見を募るとともに、関係団体等の意見を参考にしながら検討を進めますとなっていました。

今回は、施策展開に既存施設の有効活用と適正な管理運営に努め、子供からお年寄りまで誰もが気軽に様々な目的でスポーツを楽しめる環境を整えますとなって、新たな施設の文言は消えて、既存施設の有効活用としてしまいました。

時系列で申し上げますが、第5次基本計画、これは15年前ですが、ここでは新たな社会体育館建設について検討を進めますとなっていました。10年前の後期計画では具体的な検討と、「具体的な」が加わりましたが、審議の過程で建設の2文字が削られてしまいました。

議会の附帯決議は、地域スポーツ振興計画を策定し、拠点となる社会体育館について早急に整備計画を具体化することが盛り込まれました。平成30年度からのスポーツ推進計画では、後期計画の表現を踏襲しました。そして、5年前の第6次基本計画では、第5次基本計画の検証の中の改善点、展開方針、そこで社会体育館については、スポーツ関係者から早期建設の要望があるが、すがかわ体育館等の利用により理解を求めるとともに検討を進めますとされ、計画の中では新たな施設については幅広く町民から意見を募るとともに、関係団体等の意見を参考にしながら検討を進めますとなりました。

結局、今回の後期計画では、社会体育館建設具体的新たな施設、幅広く町民から意見を募る、関係団体等の意見を参考になどの文言も全て削られ、既存施設の活用と大幅後退の内容となっていました。

機関や関係団体からの再三にわたる意見、スポーツ推進計画策定時のアンケートに示された町民、とりわけ子供たちからの新たなスポーツ施設要望にもかかわらず、まともに検討すらしてこなかったことは明らかであり、とても認めることはできません。

反対理由の2点目、学校教育の現況と課題の学校統合で地域との関わりが薄れるおそれがありますの部分については、その認識に賛同いたします。しかし、施策展開では、地域とともにある学校づくりで、地域と連携した特色ある学習活動を進め、地域と学校の共存による学校づくりを進めます。また、学校を単なる教育の場にとどめることなく、地域コミュニティの中心として機能させ、地域全体で子供たちを育み、子供も大人も学び合う、学びの拠点として構築していきますとなっていますが、関わりが薄れることを危惧する地域とは、東西南北のことであるのに対して、施策展開でいう地域と連携、地域全体での地域は、町全体を指すとの説明がありました。

結局、これでは学校統合で地域との関わりが薄れるおそれは全く解決しないどころか、現実のものとなってしまいます。

3点目は、行政サービスの施策展開の窓口サービスの充実の国によるマイナンバー制度を活用し、行政の効率化や利用者の利便性の向上を図るの部分です。マイナンバー制度は、様々メリットがあると言われている反面、情報漏えいや不正利用などの危険性もはらんでいます。

マイナンバーカードには個人情報に記載しているICチップが搭載されています。保険証や運転免許証などひもづけが増えると持ち歩く機会も増える分、紛失や盗難のリスクが高まります。悪意のある第三者の手に渡ってしまうと、個人情報を悪用されるおそれもあります。

行政による人為的ミスやトラブルで何らかの被害を受ける可能性もあります。現状では、マイナンバー関連の窓口業務に職員による手入力もあるということで、業務の効率化、簡素化が図られているとはとても思えませんし、人的ミスのリスクも排除できません。

マイナンバーについては問題点が多く、国家による国民監視システムである制度そのものに反対の立場ですので、賛成できません。

以上、3点にわたって、反対理由を述べさせていただきました。前期は、新型コロナに翻弄

された5年間でしたが、その間に社会情勢も大きく変わり、人々の価値観も多様化する中で、地域のコミュニティの在り方、行政需要の変化にも対応が求められています。未来に夢と希望の持てる持続可能なまちづくりに向けて、全ての町民が力を合わせていける計画実践となるよう、町当局には一層の努力を要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 次に、総合計画審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

10番 湯本晴彦議員、登壇。

（10番 湯本晴彦君登壇）

10番（湯本晴彦君） 10番 湯本晴彦です。

議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について、委員長の報告に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

第6次総合計画前期の基本計画を振り返ると、将来フレームの中で、2025年、つまり今年ですが、当時、人口目標を1万1,100人といたしました。今年、1万1,187人と目標値を超えることができました。これは、様々な要因があるかと思いますが、一つの成果として大きなものだったと思います。

そして、後期基本計画では、これまで基本計画、イノベーション戦略プラン、総合戦略、実施計画と計画が多くある中で、整合性が取れていなかったり、指標が細か過ぎたり、あまり意味のない指標があったりといった部分が、かなり改善され、分かりやすくまとまったとともに、指標についても随分と精査されたところが評価できると思います。

特に、指標については、アウトプットとして何をやるのかを検討するだけでなく、アウトカムとして、そのやったことは効果があるのかという視点で検討されており、この政策の有効性を図っていく観点は私も重要であると思いました。正直、まだ絞ってもよいと思いますし、第7次に向けて、さらにブラッシュアップしていただきたいと思います。

中でも学校教育においては、魅力ある教育を提供することで、予測値として児童・生徒数470人であるところを、さらに20人プラスした490人に目標を設定するなど、積極的な姿勢がうかがえます。ぜひ、町外から山ノ内で教育を積ませたいと集まるように目標達成をしてほしいと思います。

また、基本目標の中に横断的取組という5つの重点的なポイントを掲げていることも評価できます。人口減少、少子高齢化の緩和、脱炭素社会の実現、若者・外国人から選ばれる、稼げる、DXの推進の5つです。これは、これからの時代の町のやらなければならないことを明確にしていると思います。また、的が絞られていて、従来なものよりも一歩進んだ形ではないでしょうか。総合計画は町の羅針盤です。この明確にした方向性に対して行政をしっかりと進めていただきたいと思います。

ただ、細かい部分での反対はあるかもしれませんが、あくまでも方向性なので、この方向性を明確にしたというところでは、この総合計画に賛成であります。

後期の5年間、具体的にどう政策を実施していくか、やることを目的とするのではなく、効果が上がることを目的として、それこそアウトカムのあるものにしていくことを期待しております。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

本案に対する総合計画審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第59号を特別委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（白鳥金次君） 起立9人で多数です。

したがって、議案第59号 山ノ内町総合計画後期基本計画については、総合計画審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

13番 小田孝志議員。

13番（小田孝志君） 先ほど申し上げましたように、動議を提出いたしたいと思います。

ただいま議決になりました議案第59号につきまして、特別委員会において生じた意見、要望が適切に措置されますよう、附帯決議案を提出しますので、日程に追加し議題とされますようご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） ここで提出のありました案件を議会事務局から配付させます。

暫時休憩をいたします。自席でお待ちください。

（休憩）

（午後 2時30分）

（再開）

（午後 2時31分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1 発委第11号 議案第59号に対する附帯決議案の提出について

議長（白鳥金次君） ただいまお手元に配付しました動議に関わる案件は、会議規則第14条第3項の規定によって成立します。

お諮りします。

会議規則第22条の規定によって、議案第59号に対する附帯決議案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、動議に関わる案件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発委第11号 議案第59号に対する附帯決議案の提出についてを上程し、議題とします。

提出者の説明を求めます。

小田総合計画審査特別委員長、登壇。

(総合計画審査特別委員長 小田孝志君登壇)

総合計画審査特別委員長(小田孝志君) 13番 小田孝志です。

それでは、提案を申し上げます。

発委第11号 議案第59号に対する附帯決議案の提出について。

山ノ内町議会会議規則(昭和62年山ノ内町議会規則第1号)第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年12月18日提出、山ノ内町議会総合計画審査特別委員会委員長、小田孝志。

令和7年12月 日議決。

山ノ内町議会議長、白鳥金次。

議案第59号に対する附帯決議(案)

「議案第59号 第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について」は、2部会で構成する特別委員会を設置し慎重に審査した。その審査過程においては様々な課題も明らかになった。国は、急速な少子高齢化と人口減少社会に直面しており、とりわけ地方においては、若年層の流出、産業基盤の弱体化、地域経済の縮小、生活関連サービスの維持困難など、地域社会の持続可能性に深刻な影響をおよぼしている。こうした状況は、地域コミュニティの衰退を招き、将来世代にわたるまちづくりの在り方に重大な課題を投げかけている。

かかる状況下、当町において策定された第6次総合計画後期基本計画は、町の課題解決に向けた新たな、そして将来にわたる持続可能なまちづくりを推進するための重要な指針であり、町民一丸となって実現を目指し努力することが重要であると考え。その上で、この計画の実効性を高めることが強く求められる。

これらに鑑み、次の事項について積極的な対応を強く要望する。

記

- 将来人口目標値の達成に向け、危機感を持って多様な施策を、各課横断的に取り組むこと。
- 人口減少対策として移住・定住を推進し、効果を上げること。
- 観光客である交流人口、定住人口・関係人口のさらなる増加に努め、まちづくり観光局との連携強化を図ること。
- 基幹産業・地域事業者が持続的に発展できるよう支援の拡充を図ること。
- 地域計画は定期的に見直し、計画の実現に向けて支援を行うこと。
- 空家対策計画に基づいて、積極的な利活用や除却を進めること。
- 多様な学びの機会拡充に向け、設備環境と教育の中身や方法の両面からアプローチすること。
- 今後、空き校舎となる施設は民間企業等による活用をはじめ、地域の実情やニーズに合わせ、

まちづくりに資する活用とすること。

- スポーツ推進計画に基づき、子供から高齢者、ビギナーからトップアスリートまでの活動に対し、支援を図ること。
- 危機管理に対しては的確かつ迅速に対応し、町民の安心・安全につなげること。
- 地域公共交通は維持確保に努め、交通弱者の利便性を向上させること。
- 上下水道事業等は経営戦略に基づいた施設整備を進め、経営の健全化と経営基盤の強化を図り、安全・安心・安定した事業を目指すこと。
- ゼロカーボン社会の実現を見据えて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進体制を構築し、気候変動に適応した持続可能な「やまのうち」を目指すこと。
- 異文化・多様性を尊重し、共生のまちづくりを推進すること。
- 今後も予想される法定受託事務の増加に配慮した人員配置をすること。
- DX推進は計画を策定し住民に分かりやすく見える形で、住民の利便性向上及び行政業務の効率化を進めること。
- 人権に関する総合計画に基づき「ハラスメントのない町」となるよう努めること。
- 公共施設等総合管理計画に基づいた施設整備等を実施し、投資的経費の平準化を図ること。
- 施策の進捗状況については、年次ごとに報告すること。

上記決議する。

令和7年12月 日

山ノ内町議会

なお、本案が可決されましたら、議案第59号に対する附帯決議として第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の製本に当たり、資料編への搭載を要望いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第11号を採決します。

発委第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第11号 議案第59号に対する附帯決議案の提出については原案のとおり可決されました。

ここで議事日程が追加日程により変更されたことから、変更後の議事日程を議会事務局から

配付させます。

暫時休憩をいたします。自席でお待ちください。

(休憩) (午後 2時40分)

(再開) (午後 2時41分)

議長(白鳥金次君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

3 議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について

5 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(白鳥金次君) 日程第3 議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を一括して、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る12月8日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることとします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本光俊君登壇)

総務産業常任委員長(山本光俊君) 11番 新和会、山本光俊です。

それでは、常任委員会報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年12月18日

山ノ内町議会議長 白鳥 金次 様

総務産業常任委員長 山本 光俊

1. 委員会開催月日 令和7年12月15日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上3件 令和7年12月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第61号、議案第62号、議案第63号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について、若干説明をさせていただきます。

まず、議案第61号ですが、令和8年4月1日より、行政ニーズの多様化に対応し、効率的、効果的な行財政運営を図ることを目的として、組織改革を行うため、条例の一部改正を行うものです。この条例の一部改正は、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会双方の所管に係ることから、連合で審査することといたしました。

主な改正点は、次の3点です。

1点目は、危機管理課の廃止と総務課への統合です。防災、災害対応の指揮系統や情報伝達が分散している現状を見直し、総務課に統合することで、迅速かつ一元的な体制を構築し、統合後は総務課内に危機管理室を設置し、課長級職員が室長として専任で対応する予定としています。

2点目は、未来創造課の体制強化です。現行の2係体制に加え、企画政策係を新設し、3係体制とすることで、企画立案機能の充実を図ることとしています。

3点目は、住民税務課の窓口体制の再編です。業務の増大、複雑化に対応するため、住民環境係を住民窓口係と住民生活係に分割し、併せて危機管理課が所管していた消費者行政、交通安全、防犯業務を住民税務課に移管し、住民生活係で対応します。

質疑では、特に危機管理課統合の妥当性や過去に分離した経緯との整合性、指揮命令系統の明確化、人員配置の在り方について質問、議論がありました。

町側からは、現行体制では指揮系統や業務が重複し、非効率であること、総務課に統合することで迅速な判断と調整が可能になるとの説明がありました。また、統合によって、機能や人員を減らす考えはなく、体制強化を前提とするとの答弁がありました。

また、住民環境係の現行体制、係長1人、正規職員6人、会計年度任用職員2人の計9人は、現在も変更がないことを確認の上で、業務量が年々増加している住民窓口業務を2つの係に分ける一方、危機管理から交通安全、消費者行政、防犯業務が移管されることから、単純な人員増では不足するのではないかと指摘がありました。

これに対し、現行体制のままでは移管業務を賄えないとの認識を示し、住民生活係、住民窓口係ともに人数増や派遣職員の活用などを検討し、体制を強化する考えを示しました。

以上が、議案第61号の概要と主な質疑内容になります。

連合審査の中での意見で、全員協議会、本会議、連合と繰り返し説明を受け、趣旨自体は理解できるが、過去3年間で所管課が度々変更される中で、住民にとって何が改善され、何が課題となったのか、十分な検証が必要であり、また、行政組織は安易に変更を繰り返すべきものではなく、これまで議会が認めてきた結果として現状があることも踏まえる必要がある。

以上のことから、継続審査が望ましいと考えるが、いかがという提案がなされました。

これを受けて、総務産業常任委員会で継続審査の是非について協議をいたしました。委員からは、総務課から説明を受けた結果、本件について、これ以上継続し審議する必要性は低いと

判断、町が今後どのような体制で進めていくのかについては、理解できており、他の改正と同様に内容を踏まえた上で賛成すべきものとする。

また、時代の変化や業務量の増加により、行政サービスが多様化している中、業務を分けて専門的に対応していくことは、住民サービスの向上につながるものであり、町の方針として妥当であるとする。このため、継続審査を行う必要はないなどの意見が出されました。

継続審査の是非について、採決を行った結果、継続審査を行わないことに決定しました。

その後、改めて議案第61号について、討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号について説明をさせていただきます。

所管の経済振興課から、令和6年度に志賀高原総合会館98の県所有部分が町へ移管され、全体が町の施設となりました。これに伴い、老朽化した自然保護センター展示室の改修を今年度実施しており、令和8年4月のリニューアルオープンを予定しております。

今回、名称を志賀高原ビジターセンターとした理由ですが、従来の自然保護センターは自然環境の保護、調査を目的とし、研究者や専門職員を主な対象としていました。一方、ビジターセンターは、自然、歴史、文化、見どころ、イベントなど、情報発信や利用案内を行い、環境客や登山者、家族連れなど、幅広い利用者を対象とする施設です。

現在、改修の施設は、体験型展示や四季を体感できるシアター、プロジェクションマッピング、トレッキングコースやスキー場、ユネスコエコパークなどの紹介を行うなど、情報発信を重視した内容であり、ビジターセンターの性格が強いのとなっています。志賀高原の玄関口として、誰もが気軽に立ち寄り、自然や国立公園の魅力を感じていただける施設を目指しています。

なお、全国の国立公園の9割以上がビジターセンターの名称を使用しており、本名称についても自然保護センター運営協議会で協議、承認されています。

質問では、町民や観光客等へ周知はどのようにしていくのかという発言があり、町をはじめ地元観光団体のホームページや道の駅、上林インフォメーションセンターなどを利用して周知をしていくなどという答弁があり、また、名称についてどんな協議が行われたかなどが出されましたが、自然保護センター、運営協議会、企画委員会で協議した後、協議会で提案された名称であるとの説明がありました。

質疑後の討論では、発言がなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号ですが、気象庁が昭和63年4月に行った予報用語の見直しに対応するため関係する文言を改正するものです。

これまで使用されていた異常乾燥注意報は解消され、暴風警報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報などが追加されましたが、本町の例規がこれに対応していなかったため、今回、改正を行います。

森林法第21条、第1項では森林から1キロメートル以内で火入れを行う場合、市町村長への届出が必要とされています。火入れは造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑などが該当します。

本条例では、第14条第1項で警報や注意報が発令された場合、火入れ許可期間中であっても火入れを行ってはならないこと、第2項で既に行っている火入れは、速やかに消火しなければならないことが定められています。

なお、暴風警報は毎秒20メートル以上の風が予想される場合、暴風特別警報は数十年に一度の非常に強い暴風が予想される場合と定義されています。

実情として、町にはこれまで火入れに関する届出はありませんでした。委員からは、警報、または注意報が発令されている中で、火入れを行った場合、被害の有無にかかわらず罰則が科せられるのかという質問があり、これに対して森林法第21条または第22条に違反した場合、20万以下の罰金、保安林の場合は30万以下の罰金が科せられるとの説明がありました。

質疑の後、討論では発言がなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。説明は以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） ただいま、議案第61号に対して、高田佳久議員ほか1名から修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題として、提出者の説明を求めます。

ここで、提出のありました案件を事務局から配付させます。

暫時休憩をいたします。自席でお待ちください。

(休 憩) (午後 2時54分)

(再 開) (午後 2時54分)

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（白鳥金次君） 高田佳久議員ほか1名から議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定に対する修正案が提出されましたので、議案第61号と併せて審議いたします。

議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定に対する修正案について提出者の説明を求めます。

8番 高田佳久議員、登壇。

(8番 高田佳久君登壇)

8番（高田佳久君） 修正案を提出させていただきたいと思います。

令和7年12月18日

山ノ内町議会議長 白鳥 金次 様

発議者 山ノ内町議会議員 高田 佳久

賛成者 〃 畔上 恵子

議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

それでは、修正案をご覧いただきたいと思います。

議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定に対する修正案
議案第61号山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第1条中「第1条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「危機管理課」を「住民税務課」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総務課に危機管理室を付置する。」を削る。

第2条中「第1項第1号中カをキとし、オの次に次のように加える。カ危機管理に関すること。第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、」を削る。

第2条中「同項」を「第2項」に改める。

第2条中「削り、」を「削る。」に改める。

第2条中「同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。(1) 危機管理室 防災及び国民保護等に関すること。」を削る。

修正は、今回、基本的には危機管理課を廃止し、住民税務課の中に盛り込む案件と総務課に危機管理室を設ける案件ということが条例の改正原案となっておりますので、修正に対してはこういった形の修正になります。

なお、添付いたしました見え消しにつきましては、この修正動議が可決された場合には、こういった形の見え消しとなるということを添付書類としてつけさせていただきます。

まず、この提案理由についての説明ですが、このたびの町組織条例の一部を改正する条例の一つは、今、申し上げましたように危機管理課を廃止し、総務課内の一つの係として位置づけるという内容となっております。

令和3年度に新設いたしました危機管理課は、自然災害、異常気象の頻発、大規模化や未曾有の感染症から、住民及び観光客を迅速かつ的確に守るために設置されたものです。

県内市町村の中でも単独で部及び課を有している自治体は当町を含め4団体と、危機管理に対し先進的な取組であります。危機管理に対する意識の醸成、災害発生時の迅速な対応と情報共有を可能にし、住民及び観光客の生命と財産を守るための重要な役割を果たしているため、組織機構の見直しをすることで、危機管理に対する認識が後退する懸念を生じるおそれがあります。

また、現状での危機管理課による体制で、問題があるというような認識はなく、機能的には

十分発揮していると判断しております。

先ほど、総務産業委員長からご報告がございましたが、過日の連合審査では私のほうで提案させていただいたのが、1月に開催いたします議会報告会等で町民の皆さんからここ3年間の組織替えの部分も含めて、組織変更の部分も含めて広聴を行うことが必要ではないかということで、より慎重な審査を求めるため、継続審査を申し入れましたが、先ほど委員長の報告のとおり、可決すべきものと決定ということの報告を受けております。

また、個人的にはいろいろ考えているところがありますが、まずは消防課という組織が当町にはございますが、ここの統合も私は必要であると考えております。

特に危機管理体制といたしましては、防災、防犯、消防、この3点を一つのワンセットとした危機管理というのが理想と考えています。将来的には、人口減少のこの時代の中では、1万人前後の自治体である当町においては、当然、行政組織、課の再編等、スリム化は必要であると当然考えてます。

ただし、今、ここ3年間の経過の中も踏まえて、この危機管理に対しては今後、先ほど申し上げた消防課の部分も含めまして、今後の再度の検討を希望したいと思っておりますので、今回、この条例案に対しては一旦立ち止まっていただくということで、修正動議という形で修正案を出させていただきました。

提案理由につきましては、以上となります。

議長（白鳥金次君） これより、3議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第61号について、委員長報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 次に、高田佳久議員ほか1名から提出された修正案に対して質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 次に、修正案に対する賛成討論はありませんか。

2番 畔上恵子議員、登壇。

（2番 畔上恵子君登壇）

2番（畔上恵子君） 議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定に対する条例

案の一部を修正することに賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど、高田議員より、提案理由の中で説明がございましたが、危機管理課は令和3年に新設をされております。その目的は、災害や感染症などから、住民及び当町を訪れた全ての方々の命を守るためであります。

また、危機管理業務は災害発生時の初動対応のみならず、平時における訓練、計画の見直し、地域との連携など、専門性と継続性が強く求められる分野であります。私も議員になって、昨年、防災士の資格を取らせていただきました。これは地域のお役に立てればとの思いから資格を取ったものでございます。

近年、自然災害や感染症が頻発しているこの状況の中で、これまでしっかり危機管理に対応されてこられたと防災士の視点から感じております。

しかしながら、一元化になることで、住民、外部からの受け止め方の変化も懸念されます。それが住民の不安につながる可能性がないとは言えません。現在の体制で十分機能は発揮されていると判断しております。

以上の観点から私は賛成討論をさせていただきました。

以上です。

議長（白鳥金次君） 討論はありませんか。

12番 小林克彦議員、登壇。

（12番 小林克彦君登壇）

12番（小林克彦君） ただいま提案されました議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定に対する修正動議に賛成する立場で討論させていただきます。

今日、今、このように私たちも組織について、特に危機管理について議論しているわけですが、この現在も北海道、東北地方の方々は大変な状態とはいえ、地震に怯える日々を送っておられます。まさしく近年の日本は災害列島とも言える状況にあることは明白です。

大災害をたどると、能登半島地震、東日本台風の長沼を中心とした大水害、栄村の大地震、東北沖の大震災、阪神淡路大震災、それから少し遡りますが雲仙普賢岳大噴火と、ここ三十数年の間に大きな大災害が発生しております。

なお、平成7年のこの阪神淡路大震災からこれまで人的被害を伴う災害だけでも全国で100件に近いと、これは内閣府の集計です。このような状況の中で、私が個人的に忘れられないのは、1991年の雲仙普賢岳の大噴火のときのことが今も忘れられません。

それは、時の島原市長は目の前で火砕流が5.6キロも流れ下り、すべり、全てのものを焼き尽くし、消防関係者も犠牲になったときであります。学問が欲しいと叫ばれたのを思い出します。この学問が欲しいということは、こういった災害に科学的な知見が乏しく、恥ずかしく、悔しく、つらい思いをされたことだと思います。

さて、それから三十数年たって今日その知見は南海トラフを視野に入れております。発生の予測は30年以内としていますが、もしかしたら明日かもしれません。または30年先かもしれま

せん。住民の安心、安全の確保は最も重要な行政命題であることは言うまでもありません。古来、山を治め、川を治めることは領主の為政者の重要なことでありました。今、危機管理課は災害を経験された自治体に赴き個別な経験値を学び、いつ起こり得るか分からない我が町の災害に備え、町の地勢に沿った高度な知見を構築すべきであります。災害の発生は止められなくとも、被害の軽減は図れます。今、危機管理に求められていることは、今、申し上げたようなことであって、組織の改正で解決するようなことではないと思っております。

よって、提出議案は時期尚早であり、修正どおりに賛成するものであります。どうぞよろしくをお願いします。

議長（白鳥金次君） 討論はありませんか。

5番 塚田一男議員、登壇。

（5番 塚田一男君登壇）

5番（塚田一男君） 5番 塚田一男です。

議案第61号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についての修正案について賛成の立場から討論させていただきます。

まず、危機管理室を総務課に移管することについては基本的に理解できます。しかし、今般の議案において、危機管理面において危機管理係を設置する内容ですが、私が危惧する点は2点あります。

まず、1つに総務課長が危機管理監を兼務すべきと考えます。その補足として、理事者は会議並びに大会等の挨拶による不在、また、職員招集も総務課長の範疇にあることなどが理由であります。

2つ目には、危機管理係という名称ですが、今般の条例改正の説明では、情報伝達、避難所開設を主として業務を担当するとの説明がありました。しかし、危機管理は、先ほど来出ているとおり、情報伝達、防災無線管理、避難所開設のみならず、危機管理全般に及び範囲だと私は理解しております。

したがって、今般の情報伝達、避難所開設を主とする部署であれば、危機管理係ではなく、例えば、名称は防災係等とすべきではないでしょうか。

以上のことから、修正案に対して賛成の討論といたします。

議長（白鳥金次君） 討論はありませんか。

3番 小林仁議員、登壇。

（3番 小林 仁君登壇）

3番（小林 仁君） ただいま提出されております本議案に対する修正案につきまして反対の立場から討論を行います。

まず、本件に係る連合審査及び総務産業常任委員会審査の経過について事実関係を整理いたします。本議案につきましては、連合審査の場において、継続審査の提案がなされました。しかしながら、その後、所管する総務産業常任委員会においては、継続審査とする具体的な理由

や意義が明確でないとして、原案のとおり可決すべきものの結論が明確に示されております。連合審査における継続審査の提案理由を見ましても、分けただけの課を短期間で元に戻すことはいかなるものかといった、抽象的、または印象的な意見にとどまっており、条例案を継続審査、または否決すべきと判断するに足る具体的な法令上の問題点や合理性の欠如が示されたとは言えません。

次に、連合審査において、担当課からなされた説明内容について申し上げます。担当課からは限られた職員数の中で危機管理機能を整理し、総務課の中に危機管理室として附置することにより、平時においても緊急事態時においても、指揮命令系統を一元化し、人員配置及び応援体制の面においても現行体制と比較して、より効率的で合理性が高く、実効性のある行政運営が可能となるとの説明がなされております。

この説明は限られた人的資源を前提とした現実的かつ実務的な判断に基づくものであり、組織改編の目的及び効果が具体的に示されたものであります。これを否定するに足る具体的な反論や合理性を否定する論理、あるいは法令上の問題点は連合審査及び委員会審査を通じて示されておられません。

次に、法的観点から申し上げます。行政組織の編成、組織改編及びそれに伴う人事は、地方自治法の趣旨に照らし、法令に違反する場合、または裁量権の逸脱もしくは内容が認められる場合などを除き、原則として首長の裁量権の範囲に属する事項であります。本件について、そのような法令違反や裁量権の逸脱、または濫用が認められるとの具体的な指摘や立証はこれまでの審査過程において一切示されておられません。

ここで、修正案に賛成される議員の皆さんに一点申し上げたいと思います。

限られた職員数の中で、効率性と合理性を踏まえた組織改編を行おうとする本議案に対し、具体的な法令上の問題点や合理性を否定する論理的根拠を示すことなく、短期間での配置換えであるという理由のみによって、修正に賛成とするという判断が、果たして議会として町民に対する説明責任を果たし得るものなのか、私は強い疑問を抱かざるを得ません。

連合審査及び総務産業常任委員会審査という正式な議会手続を経て導かれた結論を、明確な根拠を示すことなく修正することは議会自らがその意思形成過程の重みを損なうことにもなりかねません。

以上の経過を総合的に踏まえますと、本件において議会が取り得る行動は、原案を可決するか、それでもなお賛成できないのであれば、否決するか、そのいずれかに限られていたと考えます。修正という第3の判断を選択すべき合理的かつ法的な観点は見いだせません。したがって本議案に対する修正案については反対するものであります。

以上、修正案に反対する討論といたします。

議長（白鳥金次君） 討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論を終わります。

これより、議案第61号について採決を行います。

まず、高田佳久議員ほか1名から提出された修正案について、採決します。

高田佳久議員ほか1名から提出された修正案に賛成の方は、起立願います。

(多数起立)

議長(白鳥金次君) 起立7名です。起立多数です。

したがって、高田佳久議員ほか1名から提出された修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため午後3時30分まで休憩いたします。

(休憩) (午後 3時21分)

(再開) (午後 3時30分)

議長(白鳥金次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(白鳥金次君) ここで、8番 高田佳久議員より発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

8番 高田佳久議員。

8番(高田佳久君) 8番 高田佳久です。

すみません。先ほど、提出させていただきました修正のかがみなんですが、上記動議を地方自治法第115条の2と記載してございますが、115条の3の誤りでありましたので、訂正をお願いいたします。

以上です。

4 議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について

議長(白鳥金次君) 議案第62号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第62号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第62号 長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

5 議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 議案第63号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第63号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第63号 山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

6 議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第6、議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件につきましては、去る12月8日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、委員会の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年12月18日

山ノ内町議会議長 白鳥 金次 様

社会文教常任委員長 高田 佳久

1. 委員会開催月日 令和7年12月15日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

(以上1件 令和7年12月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第67号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過について補足の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、表決の結果ですが、議案第67号に対しましては賛成者全員で可決すべきものと決定いたしました。委員会の審査では、担当所管課のこども未来課、保育幼児教育係から細部について説明をいただきました。条例の内容は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関して、公設の保育園をはじめとする実施事業者がこども誰でも通園制度を活用する場合の設備及び運営基準を定めるものとなっております。

当町では、公設の保育園のかえで保育園にて、余裕活用型事業として実施、会計年度任用職員を1人配置、毎月乳児等を1人受け入れる予定とのことでした。

主な質疑といたしまして、障害児や医療ケア児に対する居宅訪問の実施に対し、対応する職員の配置など課題があり、状況を見て今後の対応を検討していきたい。低所得者世帯等の保護者負担の軽減に対し、既存の保育料関係の軽減に合わせるとのことでした。

また、詳細を定めます実施要綱については、今後の保育所運営審議会で協議を行い、決定していくとのことです。また、3月議会に確認手続、申請等が行われた場合の確認手続を定める条例を提案する予定としております。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第67号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第67号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、議案第67号 山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

7 陳情第12号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを
求める陳情書

議長(白鳥金次君) 日程第7、陳情第12号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書を議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る11月28日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) すみません、ちょっと暫時休憩をお願いしたいんですけれども。

議長(白鳥金次君) 暫時休憩いたします。

ここで議場整理のため3時50分まで休憩します。

(休憩) (午後 3時38分)

(再開) (午後 3時50分)

議長(白鳥金次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(白鳥金次君) 高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 先ほどは、暫時休憩を入れてもらって大変ありがとうございました。

それでは、審査の報告をさせていただきます。

令和7年12月18日

山ノ内町議会議長 白鳥 金次 様

社会文教常任委員長 高田 佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第12号
2. 受理年月日 令和7年11月10日
3. 件名 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書（陳情第12号）
陳情者 長野市県町593 R i n k s 593 3階
長野県医療労働組合連合会
執行委員長 小林 吟子
長野県社会保障推進協議会
代表委員 宮沢 裕夫 佐野 達夫 細尾 俊彦
小林 吟子 松丸 道男 北沢 忠
4. 付託年月日 令和7年11月28日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の経過について補足でご説明させていただきます。

まず、表決の結果ですが、陳情第12号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

陳情の審査では、健康福祉課、介護保険係より当町における診療、介護、障害福祉サービスの現状及び保険税への影響などについて説明を受けました。

また、陳情の添付資料の精査、10%引上げの根拠、国の社会保障審議会の8年度診療報酬改定の基本方針案、6年度介護労働実態調査及び障害福祉サービス等従事者処遇状況等を調査などの資料を確認した上、妥当であるとの判断をいたしました。

討論では、賛成討論がございました。

以上、審査経過及び委員会の報告を終わります。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第12号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、陳情第12号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

8 発委第10号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを
求める意見書

議長（白鳥金次君） 日程第8、発委第10号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬
10%以上の引き上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは陳情第12号をお認めいただきありがとうございます。
それに伴う意見書の提出となります。

発委第10号

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げ
を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により関係行政庁に対し、意見書を別紙の
ように提出するものとする。

令和7年12月18日提出

社会文教常任委員長 高田 佳久

令和7年12月 日議決

山ノ内町議会議長 白鳥 金次

本文を読み上げたいと思います。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書

国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は上がりず昨今の
物価上昇に対応していません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上
げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急の受入れや入院の受入れを制限する
病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で1,042
市町村を超えています。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っています。地域住民
の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6病院団体（日本病院会・
全日本病院会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病
院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と
警鐘を鳴らしました。医療機関がなくなり、医療にかかれぬ地域が全国でさらに広がること
が強く懸念されます。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引上げを2021年に
打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医
療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）にとどまり、2025年民間主要企業春季

賃上げ平均率5.52%（平均額18,629円）に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望します。

記

1. 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。
2. 全ての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。
3. 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 様

長野県山ノ内町議会議長 白鳥 金次

以上となります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 発委第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第10号を採決します。

発委第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第10号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-
- 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（白鳥金次君） 日程第9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（白鳥金次君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月28日から本日までの21日間の会期でありましたが、補正予算10件、条例の制定9件など多くの重要案件が慎重に審議されました。

とりわけ第6次山ノ内町総合計画後期基本計画の審査に当たっては、総合計画審査特別委員会を設置し、まちづくりの基本理念、町の将来像や基本目標、5分野にわたる施策の大綱及びその具体施策、そして、重点的に取り組むべき項目としてのイノベーション戦略プランにつきまして、慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、8名の議員が登壇され、産業振興、教育問題をはじめ町行政に対し、様々な観点から活発な論戦を展開していただきました。町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁をいただけましたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、後期基本計画に対する要望をはじめ一般質問や委員会で見られました意見や提言につきましても、今後の施策に十分反映されますことを強く願うものであります。

議員各位には円滑なる議会運営のため格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに無事閉会を迎えることができますことに心より感謝申し上げます。

本年を振り返りますと、観光面では、コロナ禍から脱却し、スノーモンキーをはじめとして、四季折々の自然と温泉、スキーが楽しめる多様な観光地の魅力で、観光客が戻ってきました。とりわけ訪日外国人観光客が増加したことで、オーバーツーリズム対策が急務と感じた年でした。

また、農業においては、5月21日夕方に発生したひょうと強風、そして夏の高温、少雨により、リンゴやブドウなどの果樹を中心に大きな農作物の被害が発生しました。改めて被害に遭

われた皆様にお見舞いを申し上げます。

その様な中で、生産者の皆様の熱意と巧みな栽培技術により、出荷されたリンゴが市場において高い評価をいただきました。これは、町長が10月に生産者団体とのトップセールスが一役担ったのだと思っております。

さて、年が明けますと、2月6日金曜日から22日日曜日までの17日間、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックが開催されます。当町には、出場が期待されている選手がいます。その選手たちは、今現在そのオリンピックという舞台の出場資格獲得に向けて、FISワールドカップを転戦されています。挑戦して頑張っている姿に、ここから声援を送りたいと思います。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時候となつてまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日の会議を閉議します。

議長（白鳥金次君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和7年第6回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、11月28日から21日間にわたり、一般質問では観光業の発展や経済振興関連の質問をはじめ、子供の教育支援や学習環境整備、有害鳥獣対策等、町の重要な政策、対策についても議論を交わしていただきました。

また、令和7年度の補正予算をはじめ、町から提出した各議案につきましても、慎重なご審議を賜り、感謝申し上げます。

町内のスキー場では、次々とオープンが進み、今シーズンも大変よいスタートを切ることができたようです。先日、志賀高原のオープニングフェスティバルが晴天の下開催され、テレビのメディアでも数多く取り上げていただいたことは、町にとっても大きな追い風であり、心からうれしく思っています。

また、今年は北米のアイコンパスグループに志賀高原が加わり、既にその利用も始まっていると聞いております。北米からのお客様がさらに増えることが期待でき、私たちが2年前から取り組んできた準備が確実に実を結びつつあることは大変心強く感じております。

一方、先日、熊谷市の産業祭では、山ノ内町のリンゴが大変な人気を集め、長い行列ができるほどでした。そして、先日、開催された品評会では、最高の評価をいただいた箱が大阪の市場で1箱20万円という高値をつけていただいて、大変うれしく思っております。

町の農産物が高く評価され、町内、町外の方々に愛されていることは、山ノ内町が持つ可能性の大きさを改めて実感する機会となりました。

とはいえ、総合計画の関係でも、議員からもコメントいただきましたが、町は少子高齢化、人口減少、物価上昇、人手不足、気候変動への対応、自然との共生、地域コミュニティの衰退など、同時に向き合うべきテーマは数多く存在します。だからこそ、議員の皆様にはより主体的に町の未来を形づくるアイデアをお寄せいただきたいと思いますと考えております。

特に、教育面では、学校統合の方向性が定まり、今後は学校づくり準備委員会や各種委員会において教育内容や廃校となる校舎の利活用など、未来を見据えた議論が本格的に始まります。

子供たちは、まさに山ノ内町の未来そのものです。その子供たちにどのような教育環境を整えるのか、どのような経験を提供するかは私たち大人の責任であり、町の将来を左右する重要なテーマです。過去の尺度だけで考えるのではなく、未来に必要とされる環境をどうつくるのかという発想が求められています。

難しいテーマではありますが、議員の皆様にも知恵を出していただき、共に考えていきたいと願っております。

これから先の日本は、誰もが経験したことのない厳しい時代に入っていくことは間違いありません。だからこそ求められるのは、知恵と工夫です。議員の皆様にも積極的に提案をいただき、町長である私にぶつけていただきたいと思います。その積み重ねこそがこの町をさらに前に進める力となります。

一方で、議員という立場は影響力が強いため、町職員との関わり方については改めてご配慮をお願いしたいと思います。

先日も申入れをさせていただきましたが、職員アンケートでは議員からハラスメントを受けたと感じている職員が想像以上に多いことが明らかになりました。ハラスメントは受け手がどう感じたかが重要であり、気づかずに行ってしまう場合もあります。職員の仕事がむやみに止められたり、職員が委縮するような環境では健全な行政運営は成立しません。私自身も戒めを持って取り組んでいるところであり、議員の皆様にもよりよい関係構築とご理解とご協力をお願い申し上げます。

私たちは、町のため、町民のため、地域の未来のために何をすべきか、議会と行政が手を取り合い、共に考え、実践していくべきと考えております。

先ほど否決されましたが、新しい時代に対応するべく組織改革の一環で進めていた危機管理課を総務課に統合することは、我々の町役場という小さな組織をより機能的にし、災害に強い山ノ内町となるために進めておりましたが、ご理解をいただかず大変に残念に思っております。

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助、それぞれが災害対応力を高め、連携することが重要です。まず、自分を守る自助と地域や身近にいる人同士が助け合う共助がとても重要となります。

日頃からの備えと災害時の支え合いにより、地域ぐるみで災害を乗り越えるためには、各地区自主防災組織との連携が不可欠であり、それぞれの区長会の窓口になっているのが総務課と

いうことで、我々は組織改革を進めておりました。専門課がなくなることで不安を感じたかと思いますが、より強い組織であるために、我々組織改革を進めようとしたが大変残念であります。

総務課が中心となることで、いざというときに、強い連携がつくれ、災害のときに対応が素早くできるということを目的としておりましたが、引き続き、議員の皆様を理解いただけるような説明を進めていくとともに、引き続き、新しい時代にそぐう組織改革を進めていく所存でございます。

最後になりましたが、季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、今後とも町行政に対しご理解とご協力を賜りますとともに、来年は午年でございますので、駆ける馬のように勢いよく山ノ内町にとって飛躍の1年となりますことを祈念し、議員や町民の皆様のますますのご活躍を心より申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議長（白鳥金次君） これにて令和7年第6回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 4時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員